

## 児童福祉法

### 第21条の10の2 (略)

② (略)

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ (略)

#### <内容>

法第21条の10の2第3項の厚生労働省令で定める者は、次の一及び二に掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める者とする。

- 一 乳児家庭全戸訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
  - イ 委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有していること
  - ロ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること
- 二 養育支援訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
  - イ 一のイ及びロに該当する者であること
  - ロ 要支援児童等の状況等に応じて、支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容を決定することができる体制を確保していること

#### 【社会福祉法施行規則の一部改正】

##### <内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。